ほ場緑化対策事業交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　経営所得安定対策の的確な実施を図るため、この要綱に定めるところにより水稲生産実施計画書に基づき高砂市農業再生協議会（以下「協議会」という。）が取りまとめた、事業を実施するものに対し、ほ場緑化対策事業交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

（交付金の交付の対象）

第２条　交付金は、別紙事業採択基準に適合するほ場に緑化対象物を栽培するために必要な経費について交付するものとする。

（交付金の交付申請）

第３条　交付金の交付申請は、交付金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）並びにほ場緑化対策事業計画書を協議会会長より市長に提出して行うものとする。

（交付金の交付決定及び通知）

第４条　市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請にかかる書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとして当該申請が適当であると認めるときは、交付金の交付の決定を行い、その旨を交付金交付決定通知書（様式第２号）により協議会会長に通知するものとする。

２　市長は、前項の交付金の交付にあたり、これに必要な条件を付することがある。

（交付金の変更）

第５条　協議会会長は前条の規定により、交付決定された交付金の額を変更しようとするときは、交付金交付変更申請書（様式第３条。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

（交付決定の変更）

第６条　前条の規定による変更申請書の提出があった場合は、第４条の規定を準用する。

（実績の報告）

第７条　事業の完了後、協議会会長は実績報告書（様式第４号）を市長が必要と認める書類を添えて、速やかに提出するものとする。

（交付金額の確定）

第８条　市長は、前条の規定による実績報告の提出があった場合は、当該報告にかかる書類審査及び現地調査により交付すべき交付金の額を確定し、その旨を交付金交付額確定通知書（様式第５号）により協議会会長に通知するものとする。

（交付金の交付）

第９条　交付金は、前条の規定による交付金の額の確定後、協議会会長に交付する。ただし、市長が必要であると認めるときは、確定前に概算払い又は内払いをすることがある。

2　交付金の交付の請求は、協議会会長より交付金（概算又は内払い）請求書（様式第６号）を市長に提出して行うものとする。

（交付決定の取消し）

第１０条　市長は、交付金の交付を受けた者が交付金の使用についてこの要綱等に違反したと認めたときは、交付金の交付の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（交付金に係る経理）

第１１条　市長は、前条の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されている場合には、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2　市長は、第８条の規定により交付金の額を確定した場合において、既にその額をこえる交付金が交付されているときには、期限を指定してその返還を命ずるものとする。

附　則

この要綱は、昭和６２年４月１日から施行する。

この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。